

令和8年2月通常会議

議案第32号

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに  
環境の美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年3月16日（月）

環境部 廃棄物減量推進課

# 1. 改正の背景

## ○条例改正の背景

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第52号）の施行に伴い、関連する条例の改正を行うもの

（令和7年5月成立、令和8年4月1日施行）



法律改正により、繰下げが生じる条項を引用している「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」の関連部分について、所要の整理を行う

## 2. 改正内容

### ○概要

#### ●条例の改正内容

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）第28条第1項第6号中の**項ずれの整理を行う**  
**（「第2条第12項」を「第2条14項」に改める）**

#### ●施行日

令和8年4月1日

### 3. 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(排出等の禁止物)</p> <p>第28条 次の各号に掲げる一般廃棄物は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して排出し、又は市の処理施設に搬入してはならない。</p> <p>(1) 有害性のある一般廃棄物</p> <p>(2) 危険性のある一般廃棄物</p> <p>(3) 爆発性、発火性、引火性のある一般廃棄物</p> <p>(4) 著しく悪臭を発する一般廃棄物</p> <p>(5) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物である一般廃棄物(同法第9条に規定する小売業者の引取義務が生じない場合であって、かつ、あらかじめ同法第19条に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為に関する料金が製造業者等に支払われている場合に係るもの(別表において単に「特定家庭用機器廃棄物」という。)を除く。)</p> <p>(6) 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に規定する指定再資源化製品である一般廃棄物</p> <p>(7) 第1号から第4号までに掲げる一般廃棄物のほか、一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障を生じさせる一般廃棄物</p> <p>2 前項各号に掲げる一般廃棄物は、市長の指示に従って処理しなければならない。</p>	<p>(排出等の禁止物)</p> <p>第28条 次の各号に掲げる一般廃棄物は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して排出し、又は市の処理施設に搬入してはならない。</p> <p>(1)から(5)まで(略)</p> <p>(6) 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第14項に規定する指定再資源化製品である一般廃棄物</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>